

終身保険（一時払）

5年ごと利差配当付終身保険

金融機関窓口販売専用

NIPPONKOA
L I F E

日本興亜生命

以下のいずれにも該当しない場合、健康状態に関する簡易な告知書のご提出によりお申しいただけます。
ただし、契約年齢・保険金額によっては医師の診査等が必要です。（診査結果等によりご契約いただけないことがあります。）

- 最近3カ月以内に、病気やけがで、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがある。
- 過去5年以内に **表1** の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがある。
- 今までに悪性新生物（がんく上皮がんを含む）・肉腫・白血病）にかかったことがある。
- （満16歳以上の女性の場合）過去5年以内に右記の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがある。
 - 子宮筋腫・子宮内膜症・卵巣のう腫・乳腺症
- 過去2年以内に健康診断・人間ドック・がん検診をうけて、**表2** の臓器・器官または検査結果について、要再検査・要精密検査・要治療の指摘をうけたことがある。

表1	循環器	狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・不整脈（ペースメーカーを含む）・高血圧症
脳・精神・神経	脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）・脳動脈硬化症・精神病・うつ病・神経症・てんかん・知的障害・自律神経失調症・アルコール依存症・薬物依存症	
呼吸器	ぜんそく・慢性気管支炎・気管支拡張症・肺炎腫・肺結核	
消化器	胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・クローン病・腸へいそく・肝炎（肝炎ウィルス感染を含む）・肝硬変・肝機能障害・胆のう炎・すい炎	
泌尿器	腎炎・ネフローゼ・腎不全・のう胞腎・前立腺の病気	
がん・しゅよう	がん・肉腫・白血病・しゅよう・ポリープ	
上記以外	糖尿病・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫斑病・甲状腺の病気	

表2	臓器・器官	心臓・肺・胃腸・肝臓・腎臓・すい臓・胆のう・子宮・乳房・甲状腺・前立腺・脳
検査	血圧・尿・便・血液・眼底・X線・心電図・超音波・CT・MRI・内視鏡・内科検診・脳ドック	

ご契約条件について

- ご契約年齢（満年齢）：6歳から75歳（告知書による診査の場合）
- 保険期間：終身
- 保険料払込方法：一時払
- 最低保険金額：100万円
- 告知書扱加入限度額

6歳～39歳	40歳～50歳	51歳～75歳
1,500万円	1,200万円	800万円

保障（責任）の開始

お申込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾したときは、第1回保険料充当金を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。

契約者貸付制度について

一時的に資金がご入用のときは、解約返戻金額の80%の範囲内で貸付制度がご利用いただけます。利息は会社が定めた利率で計算します。

年金移行の取扱いについて

ご契約後5年以上経過後はご契約の全部または一部を死亡・高度障害保障にかえて、「年金支払」へ移行できます。

※変更時の被保険者の年齢や保険金額などのご契約条件によっては変更できない場合があります。（詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください）

5年ごと利差配当について

- 契約者配当金は、責任準備金の運用益が会社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。＜5年ごと利差配当＞
- 契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績等によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。
- ご契約から長期間継続したご契約については、特別配当がありますが、現時点では確定しておらず、今後の経済情勢によってはお支払いできないこともあります。

日本興亜生命「ふれあいテレホンサービス」のご案内

ご加入いただきますと、ご加入者およびそのご家族の方には介護に関連する各種相談・お取り次ぎから、生活関連相談、健康・医療相談等幅広いサービスがご利用いただけます。

金融機関を代理店として本商品にご加入されるお客さまへ

- 本商品は生命保険であり、預金等ではありません。したがって元本保証はありません。また、預金保険制度の対象とはなりません。
- ご契約は引受保険会社である日本興亜生命とお客さまとのお取引になります。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合には、法令によりお客様の範囲ならびにご契約の条件に制限があります。つきましては、あらかじめ保険契約者・被保険者となる方の勤務先等をご申告いただき、ご申告いただいた情報について、金融機関の保険募集制限の対象等に該当するかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。
- 金融機関が本商品を募集する場合、他の募集代理店等が取扱う場合と付帯可能な特約等が異なる場合があります。

ご契約の前に「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険知識等についてご説明しています。必ず、ご一読のうえ大切に保存してください。

【記載事項の例】

- ご契約お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について
- 個人情報に関する取扱いについて（個人情報保護宣言）
- 保険金などをお支払いできない場合について
- 健康状態や職業などの告知義務について
- ご契約の解約と解約返戻金について
- 契約者配当金について

生命保険募集人について

生命保険の募集は保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行なうことができます。当社の代理店（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客様が当社の代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、下記の総合カスタマーセンターまでご連絡ください。

NIPPONKOA
L I F E

日本興亜生命保険株式会社

〒104-8407 東京都中央区築地3-4-2
総合カスタマーセンター TEL 0120-538-107（通話料無料）
【受付時間】月～金 午前9時～午後6時
土 午前9時～午後5時
（日・祝日および12/31～1/3は除きます。）
ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp/life/>

- お申し込み・お問い合わせは下記にて承ります。



福島銀行

この安心をいつまでも——
確かな保障が、一生涯続く終身プランです

一生涯続く、安心の保障をお届けします。

5年ごと利差配当付 終身保険 (一時払)

特長

- 1 一生涯続く、安心の保障**
生涯にわたって保障が続きますので、いつまでも安心です。
- 2 セカンドライフの保障を選択**
一生涯の保障に加えて、年金に移行するコースなど、セカンドライフの生活設計に合わせた保障内容を選択いただけます。
- 3 契約者貸付制度の利用が可能です**
一時的に資金がご入用のときは、解約返戻金額の80%までの契約者貸付制度を利用することができます。ご契約を解約せず有効に継続することができます。

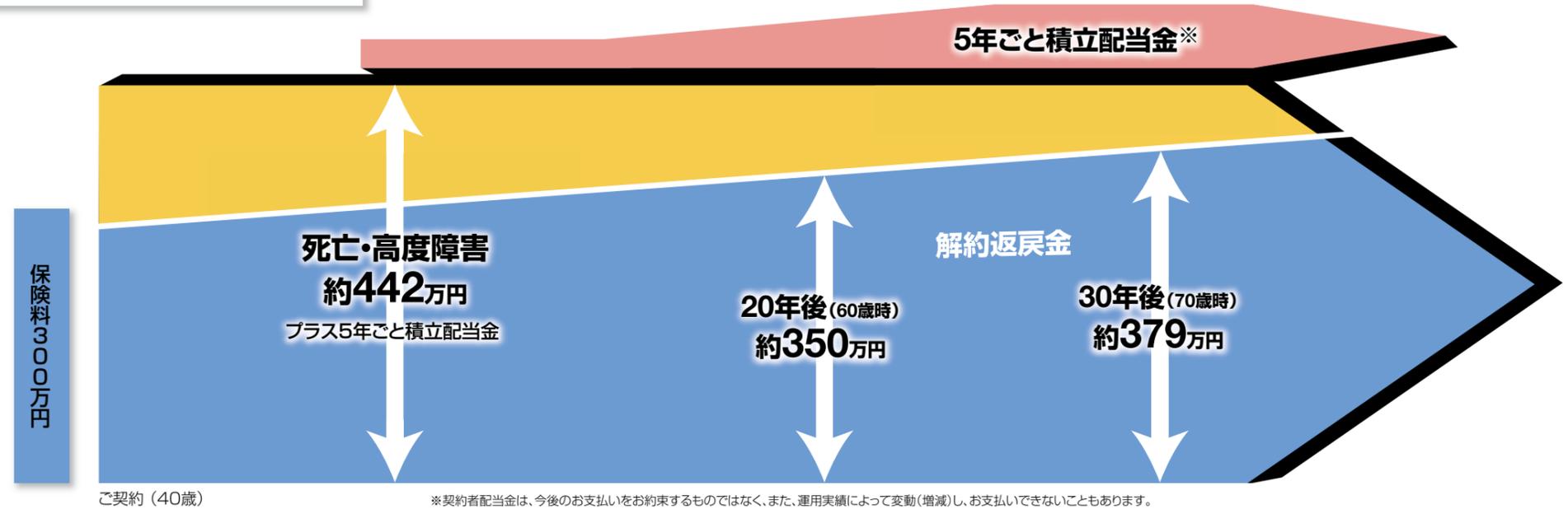
余命6か月以内というときも、「リビング・ニーズ特約」により、保険金が受け取れます

「リビング・ニーズ特約」を付加すると、余命6か月以内と判断されるとき、死亡保険金の範囲内(最高3000万円)までで保険金の前払請求をすることができます。
(詳しくは裏面の「リビング・ニーズ特約について」または「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

保険のしくみと例

●「5年ごと利差配当付終身保険」のしくみ

ご契約年齢・性別……………40歳男性
保険料払込方法……………一時払
死亡・高度障害保険金額……………4,424,000円
保険料……………300万円



ご契約 (40歳)

※契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

【保険料300万円の保険金額例・解約返戻金例】

	保険金額	解 約 返 戻 金								
		1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	10年後	15年後	20年後	
男性	40歳	4,424,000円	2,939,748円	2,968,062円	2,996,818円	3,025,131円	3,054,330円	3,200,764円	3,349,853円	3,501,154円
	45歳	4,224,000円	2,943,706円	2,971,584円	2,999,885円	3,027,763円	3,056,064円	3,198,413円	3,342,874円	3,488,179円
	50歳	4,035,000円	2,946,357円	2,973,795円	3,000,830円	3,028,268円	3,055,302円	3,193,299円	3,332,103円	3,465,258円
	55歳	3,860,000円	2,949,040円	2,975,288円	3,001,922円	3,028,170円	3,054,804円	3,187,588円	3,314,968円	3,435,014円
	60歳	3,698,000円	2,952,113円	2,977,630円	3,003,146円	3,028,292円	3,053,808円	3,175,842円	3,290,850円	3,394,764円
女性	40歳	4,709,000円	2,934,178円	2,962,432円	2,991,157円	3,019,882円	3,048,607円	3,197,411円	3,351,395円	3,513,385円
	45歳	4,495,000円	2,938,382円	2,966,251円	2,994,569円	3,023,337円	3,052,105円	3,199,092円	3,353,720円	3,514,641円
	50歳	4,293,000円	2,942,422円	2,970,327円	2,998,231円	3,026,565円	3,055,328円	3,203,007円	3,356,697円	3,512,962円
	55歳	4,101,000円	2,946,158円	2,974,045円	3,002,342円	3,031,049円	3,059,756円	3,206,572円	3,355,848円	3,505,125円
	60歳	3,916,000円	2,949,531円	2,977,335円	3,005,530円	3,033,725円	3,061,920円	3,204,463円	3,347,005円	3,482,890円

○解約されると以降の保障はなくなります。

○上記の「解約返戻金」の数値は、その保険年度の最後の日の数値で表示しております。

保険金お支払事由	お支払いする保険金	保険金受取人
被保険者が死亡されたとき	死亡保険金	死亡保険金受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になられたとき*	高度障害保険金	被保険者 (ただし、保険契約者が法人で死亡保険金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。)

※「所定の高度障害状態」とは、両眼の視力を全く永久に失った場合などが該当します。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
また、高度障害保険金をお支払いした後ご契約は消滅します。

■年金移行の取扱い

ご契約から5年経過以後、終身保険契約の全部または一部を、死亡・高度障害保障にかえて、年金に移行することが可能です。

※変更時の被保険者の年齢や保険金額などのご契約条件によっては変更できない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■上記ご契約例の死亡・高度障害保障を60歳時に「5年確定年金」へ移行した場合の例

(変更した保障部分について、死亡・高度障害保障は消滅します。)



※年金額は現時点での料率をもとにした試算です。実際には移行時点での料率を使用して算出するため、将来変動する可能性があります。